
株式会社●● 定款

令和●●年●●月●●日 作成
令和●●年●●月●●日 公証人認証
令和●●年●●月●●日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社●●と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ●●
- 2 ●●
- 3 ●●
- 4 ●●
- 5 ●●
- 6 ●●
- 7 ●●
- 8 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を●●に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、●●によって行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、●●株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

② 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

コメントの追加 [佐藤1]:「第2条 目的」はなるべく網羅して書く

行う事業を列挙する「目的」については、後々のことを考えて、出来る限り幅広く網羅する書き方をしておく方が良いです。
少しでも手掛ける可能性のある分野については入れておいて損は無いかと思います。
設立後に定款変更を行い、目的を追加することも可能ですが、労力とコストがかかりますので、ある程度網羅した書き方をしておきましょう。
また、「前各号に附帯し、または関連する一切の事業」「その他、上記に付随する一切の業務」といった文言を最後に1つ付け加えておくと、少しばかり、網羅性が持たせられます。

コメントの追加 [佐藤2]:「第3条 本店の所在地」は住所を最後まで書かず、市区までが良い

例) 東京都渋谷区、福岡県福岡市

このような形で、本店所在地の条項では、該当の住所を最後まで書かず、市区(最小行政区画)までの記載でも良いとされています。
同一区画内の事務所移転、例えば「東京都渋谷区」と定めて、渋谷区内で事務所を移転する場合には、定款変更の必要がありません。
より広いオフィスを同一地区で借りる場合などには、少しラクになりますね。

コメントの追加 [佐藤3]:「第4条 公告の方法」を官報と電子公告のどちらにするか決める

会社の重大な決定事項や決算については、公告を行う必要があり、その方法を、「官報」に掲載するか、「電子公告」で行うか、基本的にはこの2択から定める条項になります。
コストや手間がかかりにくい形は電子公告(Webページでの掲載)ともよく言われますが、いざという時に、問題なく掲載されていたかの調査が入り、それを証明するには逆にコストがかかる場合もあります。

コメントの追加 [佐藤4]:「第5条 発行可能株式総数」は株式出資で資金調達する場合、多めの数字にしておく

「発行可能株式総数」というのは、株主総会の決議なしに発行できる株式の総数のことを指します。
株式による資金調達を考えている場合には、株式を新たに発行することで第三者から出資を受けることになりますので、後の条項に定める「実際に発行株式の数」に対して多めに設定しておく、後々スムーズになります。
逆に株式での資金調達を考えていないならば、実際に発行する株式数とあえて同数にしておいて、何かの手違いなどで意図しない形で株式が発行されない様に防ぐ、というのも一つの考え方です。

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、その株主総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

- ② 株主総会の議長は代表取締役社長がこれに当たる。
③ 代表取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

- ④ 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

- ② 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。
③ 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は年1期とし、毎年●●月1日から翌年●●月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

② 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第25条 当社の設立に際して発行する株式の数は●●株とし、その発行価額は1株につき金●●万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第26条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金●●万円とする。

(成立後の資本金の額)

第27条 当社の成立後の資本金の額は、金●●万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和●●年●●月末日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当社の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時取締役 ●● ●●
設立時代表取締役 ●● ●●
住所 ●●

(発起人の氏名、住所等)

第30条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 ●●
氏名 ●● ●● ●● ●●株 金●●万円

(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社●●の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

コメントの追加 [佐藤5]:「第23条 事業年度」決算月は忙しくなると考えて決める

事業年度は、決算月としていつが良いかを考えて決めましょう。
年度末となる決算月、その翌月は決算書類をまとめるために、ある程度忙しくなりがちです。
特に、繁忙期と閑散期がある程度分かれる様な事業を行う場合は、事業の繁忙期と決算が重なったり、会社のキャッシュが不足しがちなタイミングと決算が重なると、必要以上に苦労してしまうこともあり得ます。事業で特に忙しくなる時期が想定されるならば、その時期を避けて決算月、事業年度を定める形が賢明でしょう。
また稀に、「●月●日から●月●日まで」という事業年度が12ヶ月になっていなかったり、事業年度の最後の日にちが実際の月の末日と異なるなどの書き損じが役場に行っても発覚する、という話にも出くわすので、間違いない日にちの記載が来ているか、念のためチェックしましょう。

コメントの追加 [佐藤6]:複数人で会社を設立する場合は、代表の割合が少なくなりすぎないか(基本的には9割以上、最低でも3分の2以上)

発行する株式について、もう一つ、重大なポイントがあります。
複数人で資本金を出し合って会社を設立する場合は、その割合について、とてもデリケートに扱わなければなりません。

コメントの追加 [佐藤7]:「第25条 設立に際して発行する株式」資金調達を考えるなら、株式の数は多く設定する

1株あたりいくらで、いくつの株式を発行するか。
株式による資金調達をする際は、新たな出資者の持ち株の割合の細かな調整や交渉が求められる場合が多いです。
株式の数を多くしておけば、割合の調整がスムーズに進めやすくなります。
例えば、資本金10万円で会社を設立するならば、1株当たり1円 × 10万株 = 資本金10万円、と言った...

コメントの追加 [佐藤8]:「第26条 設立に際して出資される財産の価額」資本金の金額と一致しているかを確認する

この26条については、あえて資本金以外に事業に用いる資金を用意する様なマニアックな場合を除いては、資本金の金額と一致しているか、確認しましょう。

コメントの追加 [佐藤9]:「第28条 最初の事業年度」消費税の納税が最初の2年度は免除されるメリットを活かす

資本金が1,000万円以上だったり、早々に売上が半年間で1,000万円以上になるなどの、余程のことが無い限りは、会社設立から最初の2年度は、消費税の納税が免除される、という優遇が受けられます。
「2年度」ということに注意が必要で、例えば4月に設立して事業年度の終わりを5月と定めていれば、わずか2ヶ月で1期目が終わることになってしまい、...

令和●●年●●月●●日

発起人 ●● ●● ④